# 竹材を活用したい方へ有償で販売します

北九州市放置竹林解消モデル事業

## ご案内

〇北九州市では、市内の放置竹林を解消するために、竹が有効活用される出口戦略づくりを進めます。

〇竹材を、主に産業用の素材として有効活用に取組む市内の

## 期間

令和　6年3月31日まで

**引渡は 事前登録 が必要です（裏面参照）**

## 条件など

〇竹材は有償です。引渡できる竹は、在庫の範囲内です。
〇竹の状態は、長さ2.0mです。
〇引渡は現地渡しです。量や時期を調整する場合がありますので、事前に連絡先（裏面参照）へご相談ください。
〇各自で車両をご用意のうえ、積込を行っていただきます。
〇積載量、運搬、使用後の竹材の処理など、関係法令を遵守してください。
〇活用事例のうち、竹材普及につながる事例については、市HPなどで公表させていただきます。
〇竹材の転売はできません。

## 事前登録など　市内の個人または法人

〇引渡数量に限りがありますので、登録の際は、活用予定量、時期、活用方法などを定めた計画書を提出していただきます。

〇引渡後は、公表用に実績報告書を提出してください。

〇市の暴力団排除規定等に基づき、所定の提出書類にて資格確認を行います。書類の不備や内容により、引渡をお断りする場合があります。

〇必要書類等：引渡申込書、活用事業計画書など

〇必要書類は、下の連絡先まで提出してください。

〇詳細は、「北九州市放置竹林解消モデル事業実施要綱」

## 連絡先など

平日　午前9時～午後4時

**連絡先**

北九州市森林組合

〒802-0835
北九州市小倉南区大字堀越350番地
Tel　(093)962－6078

**搬出場所**

北九州市森林組合　合馬作業所
小倉南区大字辻三744-1

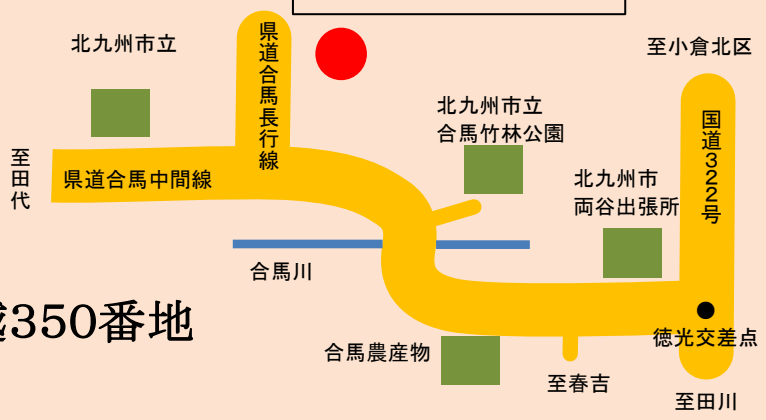


※このチラシの有効期限は、表面の期間の末日です。

## その他

運搬費や加工費の実費が必要となりますが、北九州市森林組合へお気軽にご相談下さい。